

「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」届出者等が利用可能な制度・サービス等

サービスの名称	対象・適用内容	証明書の提示・提出の要否	担当部署		備考
			担当部署	電話番号	
公営住宅への申込み	同居できる対象にパートナーやその家族も含めることができる。	必要	市営住宅課	098-951-3262	
障がい者のために運転する軽自動車税減免	身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計同一の方が運転する場合、その運転する自動車について軽自動車税の減免申請ができる。	不要	市民税課	098-862-9903	同一世帯であれば申請可能
生活保護の申請	生計同一世帯である場合、同一世帯として申請できる。	不要	保護課	098-862-0515	
要介護認定の申請	住民票上同一世帯であれば、パートナーも申請できる。	不要	チャージがんじゅう課 認定G	098-861-1274	
災害見舞金の申請	パートナーも弔慰金の支給対象となる。	不要	福祉政策課	098-862-9002	申請者の実情に応じて支給している。
罹災証明書の申請(火災)	パートナーも申請できる。	必要	中央消防署予防係	098-867-9915	パートナーシップ登録証の提示により、配偶者相当の扱いとし、申請に伴う委任状の提出を不要として、罹災証明書を交付する。
り災証明書の申請(火災を除く)	世帯に対して交付するため、同一住居の場合はパートナーも申請可能です。	不要	防災危機管理課	098-861-1102	パートナーが同一住居でない場合、原則委任状を持参することで申請が可能となります。
保育所の入所申込み・送迎	生計同一の子がいる場合、パートナーも入所申込み・送迎ができる。	不要	こどもみらい課	098-861-6903	保育所の入所申請における申請者は保護者等となるためパートナーシップ届出書を所持している人物は申請書に記載不可。保護者の記載した申請書を代理で提出することは可能。送迎については各園との調整となる。
親子手帳の交付	妊婦本人に交付できない場合、パートナーも交付を受けられる。	不要	こどもえがお相談課	098-863-0777	証明書の提示は不要だが、親子健康手帳交付には妊婦の住所等個人情報を記載して頂く必要がある。
住民票の記載	世帯主との続柄記載を「縁故者」とすることができる。	必要	ハイサイ市民課	098-862-3274	
税務証明書の交付	届出者が同世帯の場合、パートナーシップ証明書の提示をすることで同世帯の親族とみなし申請することができる。(委任状不要)	必要	市民税課	098-862-9903	
資産証明書等の申請	届出者が同世帯の場合、パートナーシップ証明書の提示をすることで同世帯の親族とみなし申請することができる。(委任状不要)	必要	資産税課	098-862-5320	